

## 横浜市スタートアップ企業支援一時金交付要綱

制定 令和2年5月15日 経新第43号（経済局長決裁）

最近改正 令和2年6月19日 経新第72号（経済局長決裁）

### （趣旨）

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、資金繰りなどにその影響を大きく受ける創業間もない市内スタートアップ企業に対して、その市内経済の持続的発展に果たす重要な役割を鑑み、本市における将来の成長にむけた事業継続を支えるため「横浜市スタートアップ企業支援一時金」（以下「一時金」という。）を交付するための必要な事項を定めることを目的とする。

2 一時金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### （定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、補助金規則及び次の各号の定めるところによる。

#### （1）創業

会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定される、株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社として新たに法人設立登記を行い事業を開始する場合、又は所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業の届出を新たに行い、事業を開始することをいう。

#### （2）中小企業

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定される要件に該当する会社又は個人をいう。

#### （3）大企業

前号以外の会社をいう。

#### （4）みなし大企業

次のいずれかに該当する中小企業をいう。

ア 一の大企業が発行済み株式総数又は出資総額の2分の1以上を単独に所有又は出資しているもの

イ 複数の大企業が発行済み株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資しているもの

ウ 役員の半数以上を大企業の役員又は社員が兼務しているもの

#### （5）本社等

法人にあつては履歴事項全部証明書において本店として登記されている事務所、個人にあつては事業の用に供する主たる事務所等をそれぞれいう。

#### （6）倒産

次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 法人が、銀行等取引停止処分、民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）による更正手続開始の申立てのいずれかの状況に該当する場合

イ 法人又は個人が、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てをした場合

ウ 会社法に基づく特別清算開始の申し立てをした場合

エ 個人が、所得税法第229条に規定する廃業の届出により、事業を廃止する場合

### （交付対象者）

第3条 この要綱における交付対象者は、平成31年3月2日から令和2年4月28日までに創業した中小企業であって、次の各号の全てに該当するものをいう。

- (1) 申請日時点で市内において、本社等を有し、並びに継続的に事業を行う意思を持ち、及び現に事業を行っている者であって、その代表取締役又は代表社員が原則として日本国内に居住している者又は個人にあつては日本国内に居住している者。
- (2) 別表1に示す事業分野で事業を営んでいる者
- (3) 新型コロナウイルス感染症拡大により経営に影響を受け、事業継続のため一時金により支援が必要な状況にある者

(交付対象経費)

第4条 一時金の交付対象経費は、事業継続のために直接必要と認められる経費であつて、別表2に掲げるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、別表3に掲げる経費並びに消費税及び地方消費税相当額は、交付対象経費から除外する。

(交付の要件)

第5条 第3条に定める交付対象者は、次の各号に定める要件を全て満たさなければならない。

- (1) 第10条第1項に規定される申請期間において、令和2年4月1日から令和3年3月31日までに履行される前条に定める対象経費について10万円以上の支出がなされている、又は支出額が確定していること。
- (2) 申請に必要な書類が市長の定める期限までに全て受理されていること。

(交付対象外となる者)

第6条 次の各号に該当する者は、第3条の規定にかかわらず交付対象外とする。

- (1) 小規模事業者支援一時金、新型コロナウイルス感染症対応商店街等活動支援事業一時金その他の本市の同趣旨の一時金、助成金、補助金等の交付を受けた者又は交付が確定している者
- (2) 大企業である者
- (3) みなし大企業である者
- (4) 既に創業し、新たに法人を設立する者。(令和2年3月1日以前に創業していた者により法人設立された者)
- (5) 他の者が行っていた事業を継承して行う者
- (6) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業を行う者
- (7) 法令、条例、規則、本要綱又はこれらに基づく市長の行った指示に反する行為を行っている者
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条(昭和23年法律第122号)の規定する営業を営む者
- (9) 公序良俗に反する事業を営む者
- (10) 代表者又はその役員等が暴力団員(横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜市条例第51号。以下「暴力団条例」という。)第2条第3号に規定する暴力団員をいう。)に該当する者又は暴力団(暴力団条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。)に該当する者
- (11) 申請日に倒産状態にある者
- (12) 第19条に定める責務を果たそうとしない者
- (13) その他市長が適当でないと認める者

(宣誓事項)

第7条 一時金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に定める事項の全てについて、第10条第1項第1号又は第2項第1号に定める様式により宣誓をしなければならない。

- (1) 第10条第1項又は第2項の規定により提出する書類に虚偽のないこと。
- (2) 不正受給（偽りその他の不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治40年法律第45号）各本条に規定するものをいう。）に触れる行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に基本情報等に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない一時金を受け、又は受けようとすることをいう。ただし、提出書類に事実と反する内容の記入があっても、これが故意によらないものと認められる場合は、不正受給には該当しないものとする。）等が発覚した場合には、第14条の規定に従い一時金の返還を行うこと。
- (3) 一時金は、申請者の市内における事業継続のためだけに使用すること。
- (4) 代表者、その他役員等又はその法人が暴力団員又は暴力団でないこと及び横浜市が第16条に定める確認を行うことに同意すること。
- (5) その他法令、条例、規則、本要綱又はこれらに基づき市長が行った指示を遵守すること。

(交付金額)

第8条 1者当たりの交付金額は一律10万円で、1回限りの交付とする。

(総交付金額)

第9条 一時金の総交付金額は、原則として当該年度本事業の予算の定める範囲内とする。

(交付申請兼実績報告)

第10条 申請者は、次の各号に掲げる書類を、市長が別途定める申請期間に提出しなければならない。

- (1) 横浜市スタートアップ企業支援一時金交付申請書兼宣誓書兼実績報告書（第1号様式の1）
- (2) 概要書
- (3) 履歴事項全部証明書（3か月以内に取得したもの） ただし、個人の場合は不要
- (4) 法人設立届出書（受領されたことが確認できるもの） 又は個人にあつては、個人事業の開業届出書（受付されたことが確認できるもの）
- (5) 第5条第1号の要件を満たしていることを裏付ける書類として、対象経費の支払いに係る契約書、領収書等の書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項第5号に規定する書類について、支払いが終了していないため提出ができない場合に代えて、申請者は、次の各号に掲げる書類を前項に規定する市長が別途定める申請期間に提出しなければならない。

- (1) 横浜市スタートアップ企業支援一時金交付申請書兼宣誓書（第1号様式の2）
- (2) 概要書
- (3) 履歴事項全部証明書（3か月以内に取得したもの） ただし、個人の場合は不要
- (4) 法人設立届出書（受領されたことが確認できる写し） 又は個人にあつては、個人事業の開業届出書（受付されたことが確認できるもの）
- (5) 第5条第1号の要件を満たしていることを裏付ける書類として、対象経費の支払いに係る契約書、請求書その他の債務の証明ができる書類

(6) その他市長が必要と認める書類

3 補助金規則第5条第3項の規定により、市長が交付申請書への記載及び添付を省略できるものは次の各号に掲げるものとする。

(1) 補助事業等の目的及び内容

(2) 補助事業等の経費の配分、補助事業等の完了の予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画

(3) 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎

(4) 事業計画書

(5) 補助金等の交付の申請時における補助金等の交付を受けようとする者の資産及び負債に関する事項を記載した書類

(6) 補助事業等に係る収支予算書又はこれに代わる書類

(7) 補助事業等の経費のうち補助金等によって賄われる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法を記載した書類

4 市長は申請期間中、第1項及び第2項に規定する申請を先着順で受理し、一時金の総交付見込み額が第9条に定める総交付金額に達するときは、申請期間の終了を待たずに申請の受理を終了することができる。

(交付決定兼交付額決定)

第11条 市長は前条に規定する申請を受理したときは、審査及び必要な調査等を行い、一時金の交付又は不交付を決定する。

2 市長は前項の規定に基づき交付の決定をした場合は、前条第1項により申請を行った者に対しては「横浜市スタートアップ企業支援一時金交付決定通知書兼交付額決定通知書」(第2号様式の1)により、同条第2項により申請を行った者に対しては「横浜市スタートアップ企業支援一時金交付決定通知書兼交付額決定通知書(前金払い)」(第2号様式の2)により、それぞれ申請者に対し、その旨を通知する。

3 市長は第1項の規定に基づき不交付の決定をした場合は、「横浜市スタートアップ企業支援一時金不交付決定通知書」(第3号様式)により、申請者に対し、その旨を通知する。

(一時金交付の請求)

第12条 申請者は、前条の交付決定通知後、一時金の交付を受けようとするときは、「横浜市スタートアップ企業支援一時金交付請求書」(第4号様式の1)を、市長が別途定める期日までに提出しなければならない。

2 申請者は、前項の規定にかかわらず、第10条第2項により申請を行い、前条の交付決定通知後、一時金の交付を受けようとするときは、「横浜市スタートアップ企業支援一時金交付請求書(前金払い)」(第4号様式の2)を、市長が別途定める期日までに提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による請求書を受けた日から起算して30日以内に、一時金を交付するものとする。この場合において、前項の規定に基づく前金払いによる一時金の交付請求があった場合も又同様とする。

4 前項の規定に基づく前金払いによる一時金の交付を受けたものは、対象経費の支払いが済み次第速やかに領収書等支払いの事実を裏付ける書類を添えて「横浜市スタートアップ企業支援一時金実績報告書」(第5号様式)を提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第13条 申請者は、一時金交付申請の取下げを行う場合には、「横浜市スタートアップ企業支援一時金交付申請取下届」(第6号様式)を提出しなければならない。

2 前項の規定による取下届を受理し、それを承認するときは、市長は申請者に対し「横浜市スタートアップ企

業支援一時金取下承認書」(第7号様式)により、その旨を通知するものとする。

(交付決定取消及び一時金の返還)

第14条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、一時金全額の交付決定を取り消すことができる。この場合において、市長は、既に交付した一時金の返還を命ずるものとする。

- (1) 第3条第1項の各号の対象要件に該当しないとき。
- (2) 第5条各号の交付要件に該当しないとき。
- (3) 一時金の交付前に倒産したとき。
- (4) 第6条各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (5) 第19条に規定する事業継続の努力を怠ったと認められるとき。
- (6) 令和2年度から起算して5年間に市税の滞納があったとき。
- (7) 偽りその他不正の手段により一時金の交付を受けたとき。
- (8) 公序良俗に反する行為があると認められるとき。
- (9) その他法令、条例、規則、本要綱若しくはこれらに基づき市長が行った指示に違反したとき、又は一時金の返還が必要と認められるような不正等の行為があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取消すときは、「横浜市スタートアップ企業支援一時金交付決定取消及び返還請求通知書」(第8号様式)により、第11条の交付決定を受けた者にその旨を通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定に基づく取り消しを受けた者について、その名称、概要等を公表することができる。

(違約加算金及び延滞金の納付)

第15条 前条の規定により、この一時金の交付の決定の取消しを行い、一時金の返還を命じたときは、交付の決定を受けた者は一時金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、一時金の額(10万円)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を市に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、交付の決定を受けた者の納付した金額が返還を命ぜられた一時金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた一時金の額に充てられたものとする。また、返還を命じた一時金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

3 一時金の返還を命じた場合において、交付の決定を受けた者が定められた納期日までに一時金相当額を納付しなかったときは納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付させることとする。

4 前3項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(警察本部への確認)

第16条 市長は、必要に応じ、申請者又は交付決定を受けた者についての第6条第10号の該当の有無を神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(調査等への協力)

第17条 市長は、交付の決定を受けた者に対し、必要があると認めるときは、一時金交付後の経営状況等及び一時金の用途について調査を行うことができるものとする。この場合において、申請者は当該調査に協力しなければならない。

(市税納税の確認)

第 18 条 市長は、必要に応じて申請者又は交付の決定を受けた者の市税の納税状況について、その者の同意に基づき、調査を行うことができる。

(交付決定を受けた者の責務)

第 19 条 交付の決定を受けた者は、市内における事業の継続に努めなければならない。

(関係書類の保存期間)

第 20 条 この要綱に基づく一時金に係る関係書類の保存期間は、5年とする。

(その他)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、一時金の交付に関し必要な事項は、経済局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月22日から施行する。

別表1（第3条第1項第2号）交付対象事業分野一覧

対象事業分野		事業例
IT 分野	ハードウェア	電線・ケーブル製造業、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業、真空装置・真空機器製造業、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、光学機械器具・レンズ製造業、電子デバイス製造業、電子部品製造業、記録メディア製造業、電子回路製造業、ユニット部品製造業、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業、電子応用装置製造業、電気計測器製造業、その他の電気機械器具製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業、映像・音響機械器具製造業、電子計算機・同附属装置製造業、情報記録物製造業（新聞、書籍等の印刷物を除く。）など
	情報通信	組込みソフトウェア業、パッケージソフトウェア業、受託開発ソフトウェア業、ゲームソフトウェア業、ポータルサイト・サーバ運営業、アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ、インターネット利用サポート業、ITに関連する認証事業など
健康・ライフサイエンス分野		医薬品研究・開発・製造業、医療用装置・器機の開発・製造事業、医療・介護ロボット研究・開発・応用製造事業、化成品原料の研究・開発・製造を行う事業、バイオセンサーの研究・開発・製造事業、解析・分析装置（アミノ酸組成分析装置、糖鎖自動標識機など）の研究・開発・製造事業、DNA解析サービス事業、遺伝子検査受託業務事業、医療・健康分野に関連する部材・素材等の開発又は製造に係る装置の開発又は製造、認証を行う事業など
環境・エネルギー分野		新エネルギー技術開発事業、太陽光発電システム製造事業、リチウムイオン電池・次世代蓄電池・関連部材の開発・製造事業、燃料電池製造事業、高効率ガスタービンコンバインドサイクル発電システム技術開発・製造事業、次世代自動車・部分品・付属品製造事業、環境適応型航空機・部分品・付属品製造事業、LED・有機EL等次世代照明機器の開発製造事業、スマートグリッド対応機器・システム事業、レアメタル・レアアース等の代替材料などの開発・製造事業、環境・エネルギー分野に関連する部材・素材又は製品に係る技術の開発又は製造・認証を行う事業など
観光・MICE分野		観光・MICE 関連分野の新商品・サービスの創出・開発・提供にかかる事業など
先端技術分野		マイクロマシン研究・開発・応用・製造事業、レーザー装置製造業、ロボット製造業、自動車・同付随品製造業、航空機・同付随品製造業、宇宙関連機器製造業、鉄道車両・同部分品製造業、船舶・海洋開発機器開発事業、プラント関連設備製造業、新素材研究・開発・応用・製造事業、上記製造業に関連する認証事業など
イノベーション創出分野		上記対象事業分野に関わらず、新たなビジネスモデルの構築、新たな市場の開拓により、創業から短期間で急成長を目指す事業、AI 技術活用事業、バイオテクノロジー活用事業、量子技術活用事業、安全事業、農業事業など

イノベーション創出分野に関しては、申請前に事業内容が確認できる書類の提出を求める場合がある。

別表 2 (第 4 条)

一時金の対象となる経費
事務所、事業所等の賃借料、共益費
人件費
リース料
公共料金 (光熱水費)
通信・運搬費
その他、事業継続に直接必要な経費

別表 3 (第 4 条)

一時金の対象とならない経費
交際費
慶弔費
懇親会費
視察・研修費
食糧費
その他、事業継続に直接必要とは認められない経費



横浜市スタートアップ企業支援一時金交付申請書兼宣誓書兼実績報告書

(申請先)

横浜市長

所在地 〒

法人名又は屋号

代表者 職 名

ふりがな

氏 名

代表者印

横浜市スタートアップ企業支援一時金交付要綱第7条及び第10条第1項に基づき、関係書類を添えて横浜市スタートアップ企業支援一時金交付の申請、宣誓及び実績報告をします。

1 申請

(1) 法人名 \_\_\_\_\_

(2) 申請金額 ￥100,000ー。

※その他申請事項は横浜市電子申請・届出サービスを用いて別途提出します。

2 宣誓

申請者（法人、代表者及びその役員等）は、次のとおり宣誓します。

- (1) 申請者は横浜市スタートアップ企業支援一時金の交付対象者及び要件に該当します。
- (2) 本申請書及び添付書類の記載に虚偽はありません。
- (3) 不正に一時金を受給した場合には、横浜市スタートアップ企業支援一時金交付要綱第14条の返還請求に応じます。
- (4) 一時金は、法人の事業継続のためだけに使用します。
- (5) 申請者は、暴力団及びその他の反社会的勢力ではなく、その構成員はおりません。
- (6) その他法令、条例、規則、本要綱又はこれらに基づき市長が行った指示を遵守します。

3 実績報告

事業継続に直接必要な経費を、添付書類のとおり、10万円以上支出しましたので報告します。

4 添付書類（原則横浜市電子申請・届出サービスを用いて提出）

- (1) 概要書
- (2) 履歴事項全部証明書（個人にあっては不要）
- (3) 法人設立届出書、又は個人事業の開業届出書
- (4) 要綱第5条第1号の要件を満たしていることを裏付ける書類（契約書、領収書等）の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

第1号様式の2（第10条第2項関係）

（対象経費の支払いが未了の方）

年 月 日

横浜市スタートアップ企業支援一時金交付申請書兼宣誓書

（申請先）

横浜市長

所在地 〒

法人名又は屋号

代表者 職 名

ふりがな

氏 名

代表者印

横浜市スタートアップ企業支援一時金交付要綱第7条及び第10条第2項に基づき、関係書類を添えて横浜市スタートアップ企業支援一時金交付の申請をします。なお、対象経費の支払い完了後速やかに所定の書類を提出します。

1 申請及び交付請求

(1) 法人名 \_\_\_\_\_

(2) 申請金額 ￥100,000—。

※その他申請事項は横浜市電子申請・届出サービスを用いて別途提出します。

2 宣誓

申請者（法人、代表者及びその役員等）は、次のとおり宣誓します。

- (1) 申請者は横浜市スタートアップ企業支援一時金の交付対象者及び要件に該当します。
- (2) 本申請書及び添付書類の記載に虚偽はありません。
- (3) 不正に一時金を受給した場合には、横浜市スタートアップ企業支援一時金交付要綱第14条の返還請求に応じます。
- (4) 一時金は、法人の事業継続のためだけに使用します。
- (5) 申請者は、暴力団及びその他の反社会的勢力ではなく、その構成員はおりません。
- (6) その他法令、条例、規則、本要綱又はこれらに基づき市長が行った指示を遵守します。

3 添付書類（原則横浜市電子申請・届出サービスを用いて提出）

- (1) 概要書
- (2) 履歴事項全部証明書（個人にあっては不要）
- (3) 法人設立届出書、又は個人事業の開業届出書
- (4) 要綱第5条第1号の要件を満たしていることを裏付ける書類（契約書、請求書等）の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

所在地

法人名又は屋号

代表者

様

(受付 No. )

横浜市長

印

横浜市スタートアップ企業支援一時金交付決定通知書兼交付額決定通知書

令和2年 月 日に申請のありました横浜市スタートアップ企業支援一時金につきましては、審査の結果、交付することに決定しましたので、横浜市スタートアップ企業支援一時金交付要綱第11条第2項により通知します。

1 法人名 又は屋号

\_\_\_\_\_

2 交付決定金額（振込金額）

¥100,000-

3 振込予定日

請求書を受理した日から起算して30日以内

4 交付条件

- 交付申請の取下げを行うときは速やかに申請取下届（第6号様式）を提出してください。
- その他法令、条例、規則、本要綱又はこれらに基づき市長が行った指示に違反した場合は、一時金の全額の返還を求めることがあります。
- 市長は、必要があると認めた場合は、当該一時金に関する調査を行うことがあります。

(担当)

第2号様式の2（第11条第2項関係）

（対象経費の支払いが未了の方）

経新第 号  
年 月 日

所在地

法人名又は屋号

代表者 様

（受付 No. ）

横浜市長 印

横浜市スタートアップ企業支援一時金交付決定通知書兼交付額決定通知書（前金払い）

令和2年 月 日に申請のありました横浜市スタートアップ企業支援一時金につきましては、審査の結果、交付することと決定しましたので、横浜市スタートアップ企業支援一時金交付要綱第11条第2項により通知します。なお、横浜市予算、決算及び金銭会計規則第132条第1項第2号の規定により前金払いとします。

1 法人名 又は屋号

\_\_\_\_\_

2 交付決定金額（振込金額）

¥100,000-

3 振込予定日

請求書を受理した日から起算して30日以内

4 交付条件

- 要綱第12条第4項の規定に該当する場合は、支払い完了後速やかに所定の書類を提出してください。
- 交付申請の取下げを行うときは速やかに申請取下届（第6号様式）を提出してください。
- その他法令、条例、規則、本要綱又はこれらに基づき市長が行った指示に違反した場合は、一時金の全額の返還を求めることがあります。
- 市長は、必要があると認めた場合は、当該一時金に関する調査を行うことがあります。

（担当）

経新第 号  
年 月 日

所在地

法人名又は屋号

代表者

様

(受付 No. )

横浜市長

印

横浜市スタートアップ企業支援一時金不交付決定通知書

令和2年 月 日に申請のありました横浜市スタートアップ企業支援一時金につきましては、審査の結果、交付しないことと決定しましたので、横浜市スタートアップ企業支援一時金交付要綱第11条第2項により通知します。

1 不交付理由

(担当)

横浜市スタートアップ企業支援一時金交付請求書

(請求先)  
横浜市長

所在地 〒

法人名又は屋号

代表者 職名

氏名

代表者印

(受付 No. )

横浜市スタートアップ企業支援一時金交付要綱第12条第1項の規定に基づき、次のとおり横浜市スタートアップ企業支援一時金の交付を請求します。

1 一時金請求額  
¥100,000-

2 振込先

金融機関名	銀行・信用金庫・信用組合 支店
預金種目	普通預金 ・ 当座預金
口座番号	
(フリガナ) 口座名義人	

※必ず振込先の通帳の写しを添付してください。

(口座名義人、金融機関名、金融機関の店名、預金種目、口座番号の記載部分のみ)

第4号様式の2（第12条第2項関係）

（対象経費の支払いが未了の方）

年 月 日

横浜市スタートアップ企業支援一時金交付請求書（前金払い）

（請求先）

横浜市長

所在地 〒

法人名又は屋号

代表者 職名

氏名

代表者印

（受付 No. ）

横浜市スタートアップ企業支援一時金交付要綱第12条第2項の規定に基づき、次のとおり横浜市スタートアップ企業支援一時金の交付を請求します。

（横浜市予算、決算及び金銭会計規則第132条第1項第2号に基づく前金払いによる交付）

1 一時金請求額

¥100,000-

2 振込先

金融機関名	銀行・信用金庫・信用組合 支店
預金種目	普通預金 ・ 当座預金
口座番号	
（フリガナ） 口座名義人	

※必ず振込先の通帳の写しを添付してください。

（口座名義人、金融機関名、金融機関の店名、預金種目、口座番号の記載部分のみ）

※対象経費の支払いが済み次第、速やかに領収書等支払いの事実を裏付ける書類を添えて、「横浜市スタートアップ企業支援一時金実績報告書（第5号様式）」を提出してください。

年 月 日

横浜市スタートアップ企業支援一時金実績報告書

横浜市長

所在地 〒

法人名 又は屋号

代表者 職 名

ふりがな

氏 名

代表者印

(受付 No. )

横浜市スタートアップ企業支援一時金交付要綱第12条第4項に基づき、関係書類を添えて横浜市スタートアップ企業支援一時金の実績報告をします。

1 交付金の使途

要綱第4条に規定する事業継続のために直接必要と認められる経費として、\_\_\_\_\_の支出のために、交付金を使用しました。

2 添付書類

1の支出がなされたことを裏付ける書類として、\_\_\_\_\_



横浜市スタートアップ企業支援一時金交付申請取下届

横浜市長

所在地 〒

法人名又は屋号

代表者 職名

氏名

代表者印

(受付 No. )

令和2年 月 日付で申請しました横浜市スタートアップ企業支援一時金については、横浜市スタートアップ企業支援一時金交付要綱第13条第1項に基づき申請を取下げます。

1 取下げ理由

第7号様式(第13条第2項関係)

経新第 号  
年 月 日

所在地

法人名又は屋号

代表者

様

(受付No. )

横浜市長

印

横浜市スタートアップ企業支援一時金 取下承認書

令和2年 月 日に申請を受けました横浜市スタートアップ企業支援一時金交付申請書について、取下げを承認しましたので、横浜市スタートアップ企業支援一時金交付要綱第13条第2項に基づき通知します。

担当

経新第 号  
年 月 日

所在地  
法人名又は屋号  
代表者 様  
(受付 No. )

横浜市長 印

横浜市スタートアップ企業支援一時金交付決定取消及び返還請求通知書

令和2年 月 日 第 号で交付決定しました、横浜市スタートアップ企業支援一時金について、横浜市スタートアップ企業支援一時金交付要綱第14条第2項に基づき、次のとおり一時金交付決定を取り消し、既に交付した一時金については、返還するよう通知いたします。

1 一時金交付取消理由

2 返還金額

¥100,000-

3 返還期日

令和 年 月 日

4 その他

担当

概要書（原則電子申請システムにより以下の項目を入力する）

(1) 申請者

ふりがな 法人名 又は屋号			
ふりがな 氏名 (代表者氏名)		役職	
本店（本社等） 住所	〒 ー		
連絡先	TEL		
	E-mail		

(2) 法人概要

法人設立日	年 月 日	法人番号(13桁) 個人にあつては 不要	
事業分野 ※該当にチェック ※複数回答可	<input type="checkbox"/> IT <input type="checkbox"/> 健康・ライフサイエンス <input type="checkbox"/> 環境・エネルギー <input type="checkbox"/> 観光・MICE <input type="checkbox"/> 先端技術 <input type="checkbox"/> イノベーション創出 <input type="checkbox"/> その他（詳細： ）		
外国企業の日本 法人の場合	出資企業の資本金額	従業員数	

(3) 振込口座情報

金融機関名	銀行・信用金庫・信用組合 支店
預金種目	普通預金 ・ 当座預金
口座番号	
(フリガナ) 口座名義人	

(4) 確認事項

コロナの影響により支援が必要な理由 (選択式・複数回答可)	<input type="checkbox"/> 売上減少 <input type="checkbox"/> 仕入れ、調達に支障 <input type="checkbox"/> 事業・商談機会の減少 <input type="checkbox"/> 投資の機会減少 <input type="checkbox"/> 融資を受けにくい
----------------------------------	---

	<input type="checkbox"/> オンライン関係設備のコスト増加 <input type="checkbox"/> 衛生対策のコスト増加 <input type="checkbox"/> その他 ( )
<b>目的(使途)</b> <small>※該当にチェック ※複数回答可</small>	<input type="checkbox"/> 事務所・事業所等の賃借料、共益費 <input type="checkbox"/> 人件費 <input type="checkbox"/> リース料 <input type="checkbox"/> 公共料金 <input type="checkbox"/> 通信運搬費 <input type="checkbox"/> その他(詳細： )
<b>他制度の 利用状況</b> <small>※内容確認のうえ チェック</small>	<input type="checkbox"/> 下記一時金等の交付を受けていないこと及び交付が確定していないことを確認しました。 ①小規模事業者支援一時金（経済局経営・創業支援課） ②新型コロナウイルス感染症対応商店街等活動支援事業一時金（経済局商業振興課）
<b>確認事項</b> <small>※内容確認のうえ チェック(必須)</small>	<input type="checkbox"/> 下記に同意する  ご提出いただいた記載事項および添付書類は、一時金交付の手続のためのみに使用し、厳重に保管します。 ただし、「支援が必要な理由」、「一時金の使途」については、統計的なデータとして個人情報伏せて使用させていただく場合があります。 上記にかかわらず、法人名又は屋号、連絡先電話番号、Eメールアドレスについては、横浜市が実施するスタートアップ企業の皆様を支援する様々な取組をお知らせするために使用させていただく場合があります。